

特定非営利活動法人Wing-Wing 賛助会員規約

特定非営利活動法人Wing-Wing

この賛助会員規約は（以下「本規約」といいます）は、特定非営利活動法人Wing-Wing（以下「当法人」といいます）と、当法人の賛助会員（以下「会員」といいます）との関係に適用します。

第 1 条（目的）

当法人は、会員との間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行います。

第 2 条（賛助会員の定義）

- 1 賛助会員とは、当法人のすべての会員（正会員・一般会員・法人会員）の総称をいいます。
- 2 正会員とは、当法人の目的に賛同し、当法人に入会を認められ、法人活動及び事業をサポートする個人の会員をいいます。
- 3 一般会員とは、当法人の目的に賛同し、当法人に入会を認められ、法人活動に参加する個人の会員をいいます。
- 4 法人会員とは、当法人の目的に賛同し、当法人に入会を認められ、法人活動を援助する法人および団体の会員をいいます。

第 3 条（入会申込）

入会の申込をする場合は、ホームページ上からの入会申込、もしくは入会申込書に必要事項を記入し、当法人に郵送、FAX、E-mail、または当法人に直接提出することとします。その後、当法人より入会金、年会費の通知後、入会金、年会費を支払うものとします。入金確認ができたときに入会が成立し、入会后会員証を発行し会員に送付します。

第 4 条（入会金及び年会費）

- 1 入会金及び年会費は次のように定めます。

正会員	入会金	30,000 円	年会費	3,000 円
一般会員	入会金	0円	年会費	3,000 円
法人会員	入会金	0円	年会費	一口 30,000 円

第 5 条（入会の成立）

入会は、前項に定める入会申込に対して、事務局が入会申込書と第 3 条に定める入会金及び年会費の入金を確認したときに成立します。

第 6 条（入会の拒絶）

当法人は、入会申込者が当法人定款第 7 条に該当する場合、あるいは次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合があります。

- (1) 申込書に虚偽の事項を記載した場合
- (2) 入会申込者がかつて除名された者であった場合
- (3) 入会金、初年度年会費が指定期限日を過ぎても未納の場合

第 7 条（賛助会員資格の有効期間）

- 1 会員資格の有効期間は、入会が成立して1年間とします。
- 2 有効期間満了前に当法人より継続のための案内を送付します。その案内により、次年度の年会費を指定期限日までに納入することにより会員期間を1年延長することができます。

第 8 条（賛助会員特典）

- 1 正会員は、以下に掲げる特典を受けることができます。
 - (1) 当法人が主催する講習会や勉強会、その他イベント等の先行予約をすることができます。
 - (2) 当法人が主催する一部の講習会や勉強会、その他イベント等に会員価格で参加することができます。
 - (3) 当法人の活動のサポートメンバーとして参加できます。
- 2 一般会員は、以下に掲げる特典を受けることができます。

- (1) 当法人が主催する講習会や勉強会、その他イベント等の先行予約をすることができます。
- (2) 当法人が主催する一部の講習会や勉強会、その他イベント等に会員価格で参加することができます。

3 法人会員は、以下に掲げる特典を受けることができます。

- (1) 2項の特典及びその口数に応じて別途特典を受けることができます。（別途特典の内容については法人会員ごとに決定。）
- (2) Wing-Wingサイトへのロゴ・リンク掲載
- (3) イベント・PRの提携

第 9 条（総会における表決権）

- 1 当法人は年 1 回の定例総会と不定期に開催される臨時総会において、当法人の運営に関する決定を行います。
- 2 総会は、当法人定款に定めるとおり、正会員をもって構成し、議決権を有します。

第 10 条（個人会員の資格継承）

個人で入会した会員が、退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は失われるものとします。第三者への資格継承はできないものとします。

第 11 条（法人及び団体会員の資格継承）

法人及び団体で入会した会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した団体会員は、速やかにその旨を書面にて当法人に通知する必要があります。

第 12 条（賛助会員情報の変更）

会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があったときは、速やかに書面をもってその旨を当法人に通知する必要があります。

第 13 条（賛助会員資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- (1) 本人から退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である法人及び団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第 14 条（除名）

当法人は、会員が次のいずれかに該当する場合は、当該会員を除名することがあります。

- (1) 当法人の定款等に違反したとき。
- (2) この会員規約に違反したとき。
- (3) 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、著作権等、その他の権利を侵害した場合。
- (4) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (5) その他、当法人が会員として不適切と判断した場合。

第 15 条（退会）

会員は、当法人が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができます。

第 16 条（抛出金品の不返還）

既に納入した入会金、年会費は、如何なる理由を問わず返還しません。

第 17 条（損害賠償）

会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとします。

第 18 条（賛助会員規約の変更）

当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがあります。本規約の変更についてはホームページ上に随時公表し、変更後の本規約は、当法人が公表した時点から効力を生じるものとします。

第 19 条（準拠法および管轄）

- 1 本規約の解釈および適用は、日本国法に準拠します。
- 2 当法人に関わる全ての訴訟については、福岡地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（附則）

本規約は2015年1月1日より施行。
2021年4月1日改定。